

公益財団法人静岡市体育協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡市体育協会（以下「協会」という。）の定款第45条の2の規定に基づき、協会の賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、協会の目的及び事業に賛同して入会した法人、団体及び個人とし、協会の円滑な運営を図るため、財政面の援助及び協会の事業等の支援を行うものとする。

2 賛助会員の資格期間は、協会が年会費の入金を確認した日から、その年度の末日までとする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書(様式第1号)に次条に規定する会費を添えて、入会の申込みをし、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 法人及び団体会員 1口 年額 10,000円

(2) 個人会員 1口 年額 3,000円

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

3 賛助会費は、毎年度6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員にあっては、随時とする。

(会員の特典)

第5条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

(1) 協会が刊行する情報誌等の配布を受けることができること。

(2) 協会情報誌、ホームページ、協会作成資料等に法人名、団体名及び個人名を掲載することができること。

(3) 協会が主催、又は共催する行事等の情報提供を受けることができること。

(4) その他、会長が特に必要と認めること。

(会費の用途)

第6条 第4条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第7条 協会は、賛助会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等、賛助会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

- 2 協会は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により、賛助会員を除名された場合において、既に納入した会費は返還しないものとする。

(退 会)

第8条 賛助会員は、退会届（様式第2号）を協会に提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既に納入した会費は返還しないものとする。

(個人情報保護)

第9条 協会は、事業を遂行するにあたって知り得た個人情報については守秘義務を負い、取扱いについては適切に行わなければならない。また、公開できる範囲は、本人の同意があるものに限ることとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。